

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

大建工業株式会社（以下、当社）は、グループ企業理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値の持続的な向上を目指すため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、本基本方針を制定した。今後、本基本方針を改訂した場合には、適切にその内容を公表する。

第1章 総則

（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

第1条 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

- 2 当社は、効率が高く、健全で、透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制や組織体制、内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方とし、コーポレートガバナンスを経営上の最も重要な課題の一つと位置付け、その強化に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

（株主の権利の確保）

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるような環境の整備に努める。

- 2 当社は、株主総会において可決に至ったものの、相当数の反対票が投じられた議案があったときは、独立社外取締役または独立社外監査役（以下、併せて独立役員※1という）が過半数を占める取締役会の諮問委員会にて反対の理由や原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行う。

※1：東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ている取締役または監査役

（株主の平等性の確保）

第3条 当社は、いずれの株主もその有する株式の内容及び数に応じて平等に扱う。

（政策保有株式）

第4条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を定め、開示する。

（関連当事者間取引）

第5条 当社は、取締役会において、当社と当社の役員または主要株主等との取引（関連当事者間の取引）についての手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視を行う。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮とステークホルダーとの適切な協働

(行動準則)

第6条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、グループ行動指針を定め、国内外の事業活動の第一線まで広く浸透し、遵守されるよう努める。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、その情報や疑念が適切に活用されるよう、内部通報制度を整備し、取締役会においてその運用状況を監督する。

3 当社は、女性の活躍促進を含む多様な視点や価値観が会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得ると考え、社内における多様性の確保を推進する。

(サステナビリティ)

第8条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、積極的・能動的に取り組む。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示と透明性)

第9条 当社は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適切に開示する。

2 当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

3 当社は、法令に基づく開示に加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスの実現に関する情報発信にも主体的に取り組む。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第10条 当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める。

2 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任

を負う。

- 3 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長（最高経営責任者）その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

- 第11条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。
- 2 取締役会は、その役割・責務を果たすため、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組み（諮問委員会の設置、独立社外取締役定期報告会の開催等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。

(取締役の資格及び指名手続き)

- 第12条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
- 2 当社は取締役会の全体として、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を方針として定め、取締役候補者を指名するに際しては、かかる方針に基づき、決定する。
- 3 取締役候補者は、前二項に基づき、独立役員が過半数を占める諮問委員会の公正、透明かつ厳格な審議及び勧告を経た上で、取締役会で決定される。

(監査役の資格及び指名手続き)

- 第13条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。また、当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
- 2 監査役（補欠監査役を含む。）の候補者は、前項に基づき、独立役員が過半数を占める諮問委員会の公正、透明かつ厳格な審議及び勧告並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定される。

(社外役員の独立性基準)

- 第14条 取締役会は、社外役員の独立性に関する判断基準を定め、適切に開示する。

(任意の諮問委員会)

- 第15条 当社は、取締役会の諮問委員会として、取締役会の実効性の評価やコーポレートガバナンス体制構築等に関する事項を審議するコーポレートガバナンス委員会及び取締役や執行役員等の人事や報酬等に関する事項を審議する指名・報酬委員会を置く。

- 2 コーポレートガバナンス委員会および指名・報酬委員会の委員の過半数は独立役員とし、議長は独立社外取締役が務める。

(取締役会の実効性確保)

- 第16条 取締役は、取締役会の実効性、自ら取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価を踏まえ、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、コーポレートガバナンス委員会での審議を経た上で、その結果の概要を開示する。
- 2 当社は、取締役会における審議の活性化を図るため、社外取締役へ提供する情報の充実と、社外取締役間及び監査役との連携を確保できる体制を整備する。

(取締役の責務)

- 第17条 取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
- 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
 - 3 取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に認識しなければならない。

(取締役等のトレーニング)

- 第18条 当社の取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
- 2 当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針を別途定め、適切に開示する。

第6章 株主との対話

- 第19条 当社は、中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。
- 2 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備を行い、株主との対話の取り組みに関する基本方針を定め、開示する。
 - 3 当社は、株主に対して、長期ビジョンや中期経営計画等の経営戦略や経営計画を策定・公表し、その中で収益計画や資本政策の基本的な方針について説明を行う。

制定：2015年10月26日

改訂：2017年4月1日

大建工業株式会社